

新型コロナウイルス感染症緊急経済支援制度のご案内

給付について ー昨年比去年大きく減収になった事業者が対象ですー

国 持続化給付金

新型コロナウイルス感染症の拡大により特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、事業全般に広く使える給付金を支給します。

対象者	新型コロナウイルスの感染症の影響により売上が前年同月比50%減少している中小企業、個人事業者等 ※商工業に限らず、第一次産業の方など幅広い業種が対象です。
給付金額	前年総売上(事業収入) - (前年同月比50%減少月の売上×12か月) 法人 200万円以内、個人事業者 100万円以内
申請方法	次の書類を提出する。 【提出書類】 □振込先口座の通帳の写し(オモテ面と1・2ページ目) ※法人の場合 □令和元年分確定申告書別表一の控え(1枚) □法人事業概況説明書の控え(2枚) □令和2年分売上台帳等 ※個人の場合 □令和元年分確定申告書第一表の控え(1枚) □(青色申告者)所得税青色申告決算書の控え(2枚) □令和2年分売上台帳等 □本人確認書類(免許証、マイナンバーカード等)
申請先	電子申請(「持続化給付金」ホームページ) ※申請サポートは萩阿武商工会阿武支所(電話 08388-2-2105)まで

町 事業継続緊急支援給付金

町内事業者の事業継続を下支えするために支援します。

対象者	次の①～③に該当する町内の事業者 ①令和2年1月1日現在に町内で事業を営み、今後も事業を営む予定のある者 ②前年の売上が50万円以上 ③売上が前年同月比30%減少又は国の緊急事態宣言により休業に協力
給付金額	法人 20万円、個人 10万円
申請方法	次の書類を提出する。 【提出書類】 □支給申請書(様式あり) □振込先口座の通帳の写し ※法人の場合 □令和元年分確定申告書別表一の控え(1枚) □法人事業概況説明書の控え(2枚) □令和2年分売上台帳等 ※個人の場合 □令和元年分確定申告書第一表の控え(1枚) □(青色申告者)所得税青色申告決算書の控え(2枚) □令和2年分売上台帳等 □本人確認書類(免許証、マイナンバーカード等) ※申請事由が休業の場合 □休業期間の分かる書類(ポスターやちらし等)
申請先	阿武町役場まちづくり推進課(電話 08388-2-3111)

町 阿武町新型コロナウイルス感染症対策申請業務サポート補助金

町内事業者の方の商工会での新型コロナウイルス関係の申請書類作成支援業務を支援します。
第一次産業の方もお気軽にご相談ください。

問い合わせ先 萩阿武商工会阿武支所(電話 08388-2-2105)

町

阿武町がんばる事業所応援補助金

町内の飲食店事業者等が行う事業継続のための前向きな取組(テイクアウトやデリバリーの導入など)を支援します。

対象者	次の①②に該当する町内の飲食店事業者 ①食品衛生法上の営業許可を受けた者 ②売上が前年同月比20%減少
補助金額	1事業者あたり 上限10万円 (グループ申請の場合:1者 10万円加算 上限 100万円)
補助率	10/10
補助対象経費	委託費、外注費、商品開発費、広告宣伝費、印刷製本費、備品購入費 等 ※令和2年4月1日から申請日までに支出したのも対象。
申請方法	以下の書類を提出する。 【提出書類】 □交付申請書(様式あり) ※グループ申請の場合 □事業計画書(様式あり) □グループ構成員名簿(様式有) □経費の積算根拠が分かるもの □共同申請書(様式有) □営業許可証の写し □令和元年分各月の売上額が分かる書類 □令和2年1月~各月の売上額が分かる書類
申請先	阿武町役場まちづくり推進課 (電話 08388-2-3111)

町

阿武町新型コロナウイルス感染症対策備品等購入費補助金

感染拡大防止を図るために必要な備品及び設備の設置をする町内事業者を支援します。

対象者	町内に事業所を置く個人又は法人
補助金額	1事業者あたり 上限30万円
補助率	9/10
補助対象経費	備品購入に要する経費、設備設置に要する経費 ※1件1万円以上の備品や設備に限る。 ※令和2年4月1日から申請日までに購入したのも対象。
申請方法	以下の書類を提出する。 【提出書類】 □交付申請書(様式あり) □事業計画書(様式あり) □経費の積算根拠が分かるもの(1件1万円以上の見積書や領収書) □購入備品や設置設備が分かるもの(カタログ等)
申請先	阿武町役場まちづくり推進課 (電話 08388-2-3111)

県

新型コロナウイルス対策営業持続化等支援金

新型コロナウイルス感染症による売上げ減少等、影響が極めて大きい業種の営業の維持に対する取り組みを支援します。

対象者	食事提供施設(旅館等の宿泊施設含む)
給付金額	10万円(定額)
申請先	萩阿武商工会阿武支所 (電話 08388-2-2105)

町 新型コロナウイルス感染症対応緊急資金融資保証及び利子補給

新型コロナウイルス感染症の発生による影響を受け、経営に支障を生じている阿武町内の中小企業者に対する資金を円滑に調達できるよう、金融機関を通じた低利融資の保証料と3年間の利子に対して補助を行います。

対象者	町内の中小企業法に規定する中小企業者、小規模事業者等で最近1ヶ月の売上高が前年同月比5%以上減少		
融資限度額	1,000万円(※特別分3,000万円)	融資利率	年1.5% (当初3年は無利子)
保証料	阿武町が全額負担	利子補給	3年間分の利子を阿武町が全額補助
融資期間	運転資金10年以内(据置3年以内を含む) ※特別分は15年以内(据置5年以内を含む)		
取扱金融機関	山口銀行阿武支店、萩山口信用金庫奈古支店、西京銀行萩支店 ※日本政策金融公庫		

国 県 新型コロナウイルス感染症対応資金

新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障を生じている中小事業者及び個人事業者に対し都道府県が実施する制度融資を活用し、保証料ゼロや実質無利子化を行います。

対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少した事業者 【個人事業主】前年同月比5%以上減少 保証料ゼロ、無利子(当初3年) 【中小事業者】前年同月比5%以上減少 保証料1/2、利子1.0% 【中小事業者】前年同月比15%以上減少 保証料ゼロ、無利子(当初3年)		
融資限度額	3,000万円	融資期間	10年以内(据置5年以内を含む)
取扱金融機関	山口銀行阿武支店、萩山口信用金庫奈古支店等		

貸付について - 当面の資金にご利用ください -

国 緊急小口資金

新型コロナウイルスの影響による休業等を理由に、一時的に資金が必要な方へ緊急の貸付を実施します。

対象者	休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯		
貸付上限	学校等の休業、個人事業主等の特例の場合 20万円以内	貸付条件	償還期間2年以内(据置期間1年以内)、無利子
相談窓口	阿武町社会福祉協議会 (電話 08388-2-2615)		

国 総合支援資金

新型コロナウイルスの影響による休業等を理由に、失業されて生活に困窮された方には、生活の立て直しのための安定的な資金を貸し付けます。

対象者	収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯		
貸付上限	2人以上 月20万円以内 単身 月15万円以内		
貸付条件	償還期間10年以内(据置期間1年以内)、無利子		
相談窓口	阿武町社会福祉協議会 (電話 08388-2-2615)		

雇用調整助成金

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成します。

対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(前年同月比5%の減少)
休業手当に対する助成率	・解雇等を行わない場合 9/10 ・休業要請に応じた場合 10/10
支給限度日数	1年間に 100日 (支給上限8,330円/人・日)
特例措置	雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象
相談窓口	ハローワーク萩 ※申請サポートは萩阿武商工会阿武支所 (電話 08388-2-2105)まで

特別定額給付金の申請はお済みですか？

市区町村が国の補助を受けて、新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、一律に、一人当たり 10 万円の給付を行います。

対象者	令和2年4月27日において、阿武町の住民基本台帳に記録されている者
申請・受給者	世帯主(世帯主が基準日以降に死亡した場合は新たに世帯主となった者)
給付額	給付対象者 1 人につき 10万円
申請方法	郵送または窓口への申請書提出 または オンライン申請 ※該当を思われる世帯には事前に郵送にて申請書様式等を送っていますのでご確認ください。 【提出書類】※申請書提出の場合 □申請書 □本人確認書類 □振込先口座の分かるもの
申請期間	令和2年5月3日から令和2年8月2日まで
申請先	阿武町役場健康福祉課 (電話 08388-2-3113)

新型コロナウイルス感染症に便乗した詐欺にご注意ください

給付金の詐欺にご注意ください

町や国から以下を行うことは絶対にありません

- × 現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすること
- × 受給にあたり、手数料の振込みを求めること
- × メールを送り、URL をクリックして申請手続きを求めること

おかしいなと思ったら。
心配なことがある場合は。

→消費者ホットライン 188

見覚えのない商品の送りつけにご注意ください